

別記1 県内に住所を有しない者の営む知事許可漁業における
制限措置

(広島県)

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第2種漁業 (えびこぎ網漁業)	1隻	5トン未満	次の基点ア、イ、ウを順次結んだ2直線以北の愛媛県海面 ア 広島県福山市内海町横島(「グイビ」の鼻)突端 イ 基点アから愛媛県越智郡上島町魚島俵崎突端を結んだ線と愛媛県越智郡上島町百貫島山頂から基点ウを結んだ線との交点 ウ 香川県円上島山頂	1.1～ 12.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
	手繰第3種漁業 (戦車漕網漁業)		5トン未満	次の基点ア、イ、ウを順次結んだ2直線以北の愛媛県海面 ア 広島県福山市内海町横島(「グイビ」の鼻)突端 イ 基点アから愛媛県越智郡上島町魚島俵崎突端を結んだ線と愛媛県越智郡上島町百貫島山頂から基点ウを結んだ線との交点 ウ 香川県円上島山頂	12.1～ 翌3.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
	手繰第2種漁業 (えびこぎ網漁業)	1隻	5トン未満	次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、アを順次結んだ5直線によって囲まれた海面 ただし、旧弓削漁業協同組合が有する共同漁業権漁場区域を除く。 ア 愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端と広島県尾道市向島町観音崎突端を結んだ線(以下「A線」という。)上の愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端から2,200メートルの点 イ A線と広島県尾道市因島三庄町地藏鼻突端から基点ウを結んだ線との交点 ウ 愛媛県越智郡上島町百貫島山頂 エ 広島県福山市内海町横島(「グイビ」の鼻)突端から愛媛県越智郡上島町魚島俵崎突端を結んだ線(以下「B線」という。)と基点ウから広島県福山市走島町宇治島南西端を結んだ線との交点 オ B線上広島県福山市内海町横島(「グイビ」の鼻)突端から2,000メートルの点	1.1～ 12.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
	手繰第2種漁業 (てっかんこぎ網漁業)		5トン未満	次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、アを順次結んだ5直線によって囲まれた海面 ただし、旧弓削漁業協同組合が有する共同漁業権漁場区域を除く。 ア 愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端と広島県尾道市向島町観音崎突端を結んだ線(以下「A線」という。)上の愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端から2,200メートルの点 イ A線と広島県尾道市因島三庄町地藏鼻突端から基点ウを結んだ線との交点 ウ 愛媛県越智郡上島町百貫島山頂 エ 広島県福山市内海町横島(「グイビ」の鼻)突端から愛媛県越智郡上島町魚島俵崎突	11.1～ 11.30	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				端を結んだ線（以下「B線」という。）と 基点ウから広島県福山市走島町宇治島南 西端を結んだ線との交点 オ B線上広島県福山市内海町横島（「グイビ」 の鼻）突端から2,000メートルの点		
	手繰第3種 漁業 （戦車漕網 漁業）		5トン未満	次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、アを順次結んだ 5直線によって囲まれた海面 ただし、旧弓削漁業協同組合が有する共同漁 業権漁場区域を除く。 ア 愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端 と広島県尾道市向島町観音崎突端を結ん だ線（以下「A線」という。）上の愛媛県越 智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端から 2,200メートルの点 イ A線と広島県尾道市因島三庄町地藏鼻突 端から基点ウを結んだ線との交点 ウ 愛媛県越智郡上島町百貫島山頂 エ 広島県福山市内海町横島（「グイビ」の鼻） 突端から愛媛県越智郡上島町魚島俵崎突 端を結んだ線（以下「B線」という。）と 基点ウから広島県福山市走島町宇治島南 西端を結んだ線との交点 オ B線上広島県福山市内海町横島（「グイビ」 の鼻）突端から2,000メートルの点	12.1～ 翌3.31	広島県において同 様の漁業の許可を 有する者であっ て、連合海区漁業 調整委員会におけ る合意に基づき入 漁する者
	手繰第3種 漁業 （貝けた網 漁業）		5トン未満	次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、アを順次結んだ 5直線によって囲まれた海面 ただし、旧弓削漁業協同組合が有する共同漁 業権漁場区域を除く。 ア 愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端 と広島県尾道市向島町観音崎突端を結ん だ線（以下「A線」という。）上の愛媛県越 智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端から 2,200メートルの点 イ A線と広島県尾道市因島三庄町地藏鼻突 端から基点ウを結んだ線との交点 ウ 愛媛県越智郡上島町百貫島山頂 エ 広島県福山市内海町横島（「グイビ」の鼻） 突端から愛媛県越智郡上島町魚島俵崎突 端を結んだ線（以下「B線」という。）と 基点ウから広島県福山市走島町宇治島南 西端を結んだ線との交点 オ B線上広島県福山市内海町横島（「グイビ」 の鼻）突端から2,000メートルの点	12.1～ 翌3.31	広島県において同 様の漁業の許可を 有する者であっ て、連合海区漁業 調整委員会におけ る合意に基づき入 漁する者